

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 高 木 直 矢

平成 2 4 年度予算編成について（通達）

最近の地域経済を取り巻く環境は、一部の指標に回復の兆候がみられるものの、歴史的な円高や株価の下落、さらには東日本大震災の復興の遅れなどもあり、先行きが懸念されている。

また、製造業を中心とした産業の空洞化などにより、雇用環境の改善は鈍く、市税収入の見通しは依然として厳しいものとなっている。

一方、地方財政対策は、子ども手当の見直し、国庫補助金の一括交付金化、復興財源のための税制など大幅な制度の転換が検討されているが、地方財源の総額や地方負担のあり方が明確に示されておらず、昨年度に続き先を見通せない中での予算編成になる。

こうした状況下ではあるが、我々は自治基本条例の基本理念のもと、常に市民の目線により市政を見直し、前例踏襲を打ち破り、「笠岡に住んでいてよかった」と市民の満足度を更に高める努力を続けなければならない。

平成 24 年度は、市制施行 60 周年にあたり、市民との協働においても、まちづくり協議会が市内全域で本格稼働することとなり、笠岡市の新たなまちづくりがスタートする大変重要な年となる。

また、第 6 次笠岡市総合計画は、3 年目となり、基本計画に掲げる施策を目標達成に向けて着実に推進する必要がある。

このため、平成 24 年度予算編成にあたっては、第 6 次笠岡市行政改革大綱の基本方針に基づき適正な財政運営を継続することにより、限られた財源を効果的・効率的に活用し、事業の選択と集中を図ることとする。

また、全職員が予算編成の基本である「歳入に見合った歳出」を再認識し、目指すべき都市像である「市民協働で築くしあわせなまち 活力ある福祉都市かさおか」の実現に向けた予算編成に取り組むこととする。

1 骨格予算の編成

平成 24 年度は、市長・市議会議員選挙が執行されるため、主要施策については改選後の新たな施策方針を待つこととし、当初予算は骨格予算を編成する。

このため、一般会計における**枠配分方式は採用しない**。

また、建設事業債発行額及び下水道事業特別会計の繰入金の上限についても、当初予算では設定しない。

2 予算要求基準について

(1) 第 6 次笠岡市総合計画の実施計画 (H23~H25) を基本として要求する。

要求にあたっては、本年 8 月に実施した施策評価の結果を反映させる。

事前評価の対象事業は、その評価結果によることとするが、条件付き採択とされた事業は、評価意見を反映させ、予算要求する。

実施計画に計上されていない経常経費や義務的経費等についても、予算見積は、歳入・歳出とも年間予算として要求する。

(2) 第 6 次笠岡市行政改革大綱の基本方針により、行政改革の具体的な内容を実現する。

(3) 平成 23 年度版笠岡市財政運営適正化計画による財政健全化の具体的な方策を実現する。

(4) 公共施設の現状と課題 (平成 23 年 7 月作成) により明らかになった課題の解決を図るため、適正な公共施設の維持管理を行う。

(5) 特別会計、企業会計、一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては、一般会計に準じて編成するものとするが、独立採算を基本として、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう、事業会計等としての認識を新たにし、経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに、積極的に歳入の確保を図り、健全な運営に努める。

(6) 国庫補助金の一括交付金化について (投資的事業)

継続事業 (港湾・漁港・社会資本整備等) については、国で認められている事業費を計上する。

新規事業については、財源確保が不透明であるが、現段階の計画額で予算要求をする。

(7) 全般的事項について

**市民協働の視点から各事務事業を再度見直し、市民の満足度を高めるよう努める。
また、まちづくり協議会等との協働の可能性について、常に念頭置き事業の構築を図る。**

従前の予算、決算における市議会の要望事項を反映させる。

市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努める。

なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行う。

一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行う。

既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図る。

また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定する。

第6次笠岡市総合計画の施策体系における位置付けを明確にする。

基本計画の中項目別に集計する。

3 歳入に関する事項

(1) 基本的事項

歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ**経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意する。**

(2) 市 税

今後における経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定する。

賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図る。

(3) 国・県支出金

大震災の影響や一括交付金化により、補助金等の削減が予想されるところであり、特に注意する。

本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施する。

補助基本額、補助率を明記する。

新規事業は、補助金等の名称、種類など県の担当者によく確認する。

支出科目（節）が補助対象経費と合致しているかなど、補助要綱で確認する。

(4) 繰入金

ふるさと納税による「ふるさと笠岡思民基金」を積極的に活用する。

「カブトガニ」「笠岡諸島」「笠岡湾干拓」「笠岡っ子の育成」「笠岡の歴史と伝統文化の保存」「地域コミュニティとの協働」、その他寄附者の意向に沿う事業が対象。

充当可能額については、総務課へ確認する。

(5) 市 債

市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定する。

充当率は別紙のとおりとする。対象事業費、充当率を明記する。なお、財源対策債を含んだ充当率とし、算出基礎欄へ通常分と財源対策分を明記する。

(6) その他

市税、使用料、負担金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、収納対策本部での取組もあわせ、その完全回収に努める。

一般会計以外の基金利子、預金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

4 歳出に関する事項

(1) 基本的事項

事務事業のコストを常に意識し、行政の守備範囲を模索し、住民サービスと負担の公平確保、節減合理化に努める。

新規事業については、総合的、長期的観点から特に必要性、緊急性、行政効果、財政負担等を十分検討し、その実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努める。

国、県補助金等が廃止・縮小されるものは、当該事業もあわせて廃止・縮小する。

「環境配慮契約法（グリーン購入法）」及び「地球温暖化対策実行計画」により、環境負荷の低減に努める。

(2) 人件費

給与費の算定については、10月末に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。

報酬については、新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記する。

イベント・行事に係る時間外勤務等については、代休の取得を基本とする。

各会計における退職手当については、定年退職分は当初予算での措置とする。また、一般会計の定年退職手当は、「退職手当準備基金」により、年度間の平準化を図ることとする。

退職手当準備基金の繰入・予算積立は、職員課で行う。

(3) 賃金

賃金、社会保険料の算定については、10月末に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。

臨時業務がある場合でも、業務内容・人員・日数等を十分精査し、可能な限り事務の合理化等に対応すること。単価については、現行単価とする。

嘱託職員に係る給料手当は、「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。

臨時職員に係る賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求とする。

(4) 旅費

同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控える。

地球温暖化防止の観点から、岡山市等への公用車での出張は極力控え、公共交通機関利用とし、旅費で要求する。

(5) 需用費

消耗品費

・消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算の集中を図り経費節減する。

・コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置とする。

食糧費

・日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時間等の調整により最小の経費を計上する。

燃料費、光熱水費

・前年度決算及び直近の実績表を添付する。

(6) 委託料

定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとられることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上する。

長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進める。測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上する。

民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果、経済効果を検討した上で積極的に委託する。

市民活動団体が、その技術や専門性などを発揮して実施することによって、より事業効果を期待できる事業は、市民協働の手段の一つとして、事業費を適切に積算し委託する。

基幹系電算委託業務は、総務課が査定・通知する額とする。(11月上旬までに通知)

新規電算委託業務も総務課の評価・査定となることから、早めに協議検討する。

(7) 工事請負費

民間の建設コスト等と比較し、割高となっている工事のコスト縮減に取り組む。

補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意する。

予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに過小、過大な設計内容とならないよう特に留意する。

(8) 備品購入費

買替備品については、購入年月日等参考事項を記入する。

購入価格が3万円未満のものは、需用費の消耗品費での計上を基本とする。

参考図書にあっては、追録が必要なものは原則として認めない。

パソコンの購入は、総務課の要求単価にあわせ、一括入札に参加する。その他IT機器等の単価は、事前に財政課に相談する。

自動車購入は、登録年月日、走行距離を記入する。11年以上又は11万キロ以上の条件を満たしていること。(経費等の詳細については、財政課車両担当に問合わせる。)

自動車も複数課一括入札とする。

(9) 負担金補助及び交付金

行政の守備範囲を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進める。

協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額する。

市民活動への補助については、協働の観点から市民の自治活動としての効果的な広がりを十分考慮する。

(10) 公債費

一般会計以外の長期債・一時借入金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

5 普通建設事業に関する事項

計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目で工事を施工するという基本方針に基づいて計画する。

各種施設の建設事業については、用地の有効利用、管理運営経費の軽減を図り、施設の果たす機能、完成後の運営方法を明確にする。

工事施工年度前の実施設計については、特定財源が確保できる場合に限り行う。

補助事業に伴う事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費にも充当する。

毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図る。

土地開発公社・土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定する。